

大阪広域環境施設組合規則第10号

大阪広域環境施設組合予算規則の一部を改正する規則

大阪広域環境施設組合予算規則（平成27年規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
(予算の流用及び予備費の充当) 第17条 〔略〕 〔2 略〕 〔削る〕	(予算の流用及び予備費の充当) 第17条 〔同左〕 〔2 同左〕 <u>3</u> 予算の流用又は予備費の充当により歳出 予算を執行した場合において剰余を生じた ときは、直ちに戻入の手続を執らなければ ならない。この場合における手続について は、前2項の規定を準用する。
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

- この規則は、令和7年10月1日から施行する。
- この規則による改正後の大阪広域環境施設組合予算規則の規定は、令和7年度以後の年度の予算の執行について適用する。